

Title	古代春日社の祭りと信仰
Sub Title	Festivals and religious life at the ancient Kasuga shrine
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.1 (2001. 12) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20011200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代春日社の祭りと信仰

三宅和朗

一

春日社は、『延喜式』九（神名帳）に大和国添上郡「春日祭神四座並名神大、月次新嘗、」とあり、鹿嶋からタケミカツチ、香取からイハヒヌシ、枚岡からアメノコヤネ・ヒメカミの四神を勧請して祭神とし（『延喜式』八〈祝詞〉）、現在も御蓋山（三笠山）の西麓に鎮座している。

筆者は、以前、平安期の諸史料にみえる春日祭について考察した。春日祭とは、毎年二月・一月上申日に内蔵寮使・中宮使・東宮使や藤原氏人が参列して実施するというもので、九世紀後半の一時期には春日齋女の奉仕もあった（『儀式』一）が、平安期の春日祭の性格としては、王権祭祀として行われた氏神祭祀であったと論じた。

しかし、平安期の儀式書や古記録にみえる春日祭が春日社の祭りや信仰のすべてであったかといえ、けつしてそうではなかった。春日祭を記録した諸史料からはほとんど窺うことができない春日社の信仰も脈々と息づいていたことが知られるからである。本稿で明らかにしたいのは、かかる春日社の祭りや信仰である。そして、それを手がかりとして王権祭祀としての春日祭の特質を見直してみたいと思う。

この考察の第一歩として、春日社の創建について検討していくことから始めたい。春日社の創建に関しては、時期等、不明な点が少なくないが、この問題の解明を通して、上記の課題に接近していきたいと思うのである。

二

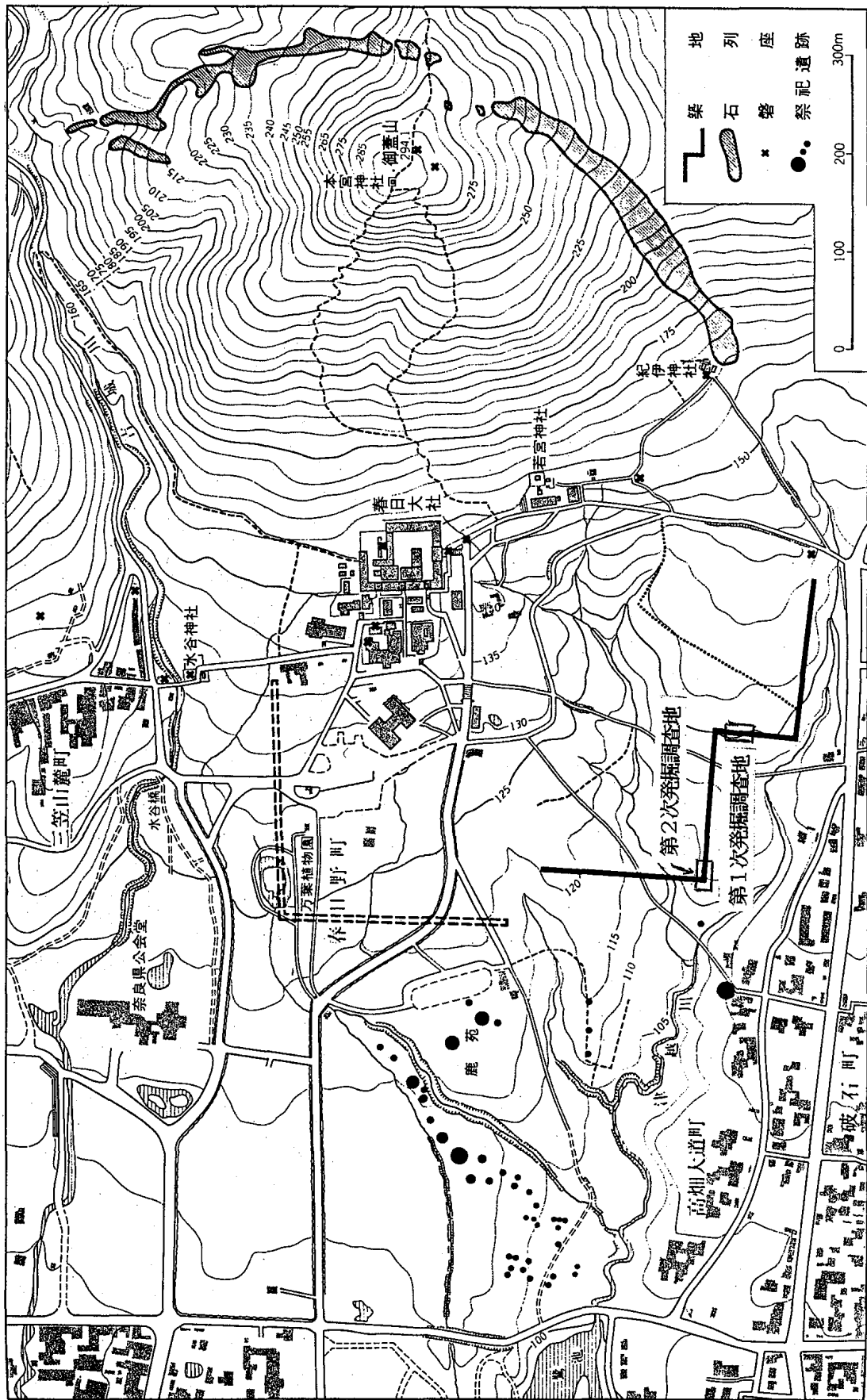
藤原氏が春日の地に進出し、春日社を創建するのは、後述の如く、八世紀のはじめであつたと思われるが、それ以前にあつても、御蓋山をめぐる信仰が存在していたことは間違いない。それは御蓋山西麓に点在する磐座からも指摘できる(〔図1〕³)。すなわち、若草山南西麓の石荒神社の巨岩をはじめとして、水谷神社本殿下、春日大社本殿下、寿月観の東側、神庫の西階段、南門前(赤童子出現石)、御間道側(さぐり石)、金竜神社東方道路脇、紀伊神社北側道路、市の井恵毘須神社など、磐座が西麓北方から南へと広く分布している。⁴これらの磐座がすべて古代に遡るかどうかはつきりしないが、いずれも御蓋山の神を麓に迎えて祭る施設とみられる。おそらくは春日社成立以前からの祭祀遺跡であろう。⁵

古代の添上郡春日郷(御蓋山の山麓地帯)に居住していた古代氏族としては、まず、ワニ氏の同族の(大)春日氏をあげねばならない。⁶『延喜式』神名帳に添上郡「春日神社」とあるのはその氏神社とみられる。⁷

『東大寺要録』四(諸院章)には、和銅元年(七〇八)二月一〇日、行基が天地院を創建したが、その地は「御

笠山安部氏社之北高山半中⁸」であつたとあり、和銅以前に阿倍氏の「氏社」が御蓋山にあつたことも留意される。阿倍仲麻呂の著名な在唐歌「あまの原ふりさけみればかすがなるみかさの山に出でし月かも」(『古今集』九一四〇六)⁹が詠まれた背景に阿倍氏の「氏社」の存在を指摘する説が有力である。¹⁰また、阿倍氏に関しては、平城宮木簡の中に「正六位上右大舍人阿倍勝大養徳国□□郡山村□□」(『平城宮木簡』一一七八)があり、「阿倍勝」の本貫地が、春日郷の南の山村郷にあつたとみられる。阿倍氏の勢力が添上郡にも及んでいたことは確かであろう。

八世紀に入ると、御蓋山の南麓の高円台地には遣唐使が立前に天神地祇を祭る祭場も設けられた。¹¹『続日本紀』養老元年(七一七)二月壬申朔条に「遣唐使祠神祇於蓋山之南¹²」、同宝龜八年(七七七)二月戊子条に「遣唐使拜天神・地祇於春日山下。去年風波不調、不得渡海。使人亦頻以相替。至是、副使少野朝臣石根脩祭礼也」とあつたことから分かる。平安時代になると、この祭場は、平安京北郊の北野や愛宕郡家門前に移っている(『続日本後紀』承和三年へ八三六)二月庚午朔条、同承和四年二月甲午朔条)。



〔図1〕 祭祀遺跡図

このように、御蓋山麓の春日郷一帯には、春日氏の拠点や阿倍氏の「氏社」⁽¹³⁾があり、八世紀には遣唐使の祭場も設定されていた。かかる状況のもと、藤原氏が春日の地に進出してきたのである。

八世紀はじめに春日社の創建がなされたことについては、『神宮雜例集』に和銅二年説があるが、『神宮雜例集』が一三世紀初頭の史料であることから、和銅二年の年次を直ちに信用するわけにはいかない⁽¹⁴⁾。しかしながら、文献史料には恵まれないものの、八世紀に御蓋山西麓に総長約六〇〇メートルに及ぶ築地が構築された。この点は春日社の成立として何よりも注目する必要がある⁽¹⁵⁾。う。

築地の一部は一九七七年と八八年に発掘調査され、その結果、①八世紀の古瓦が出土し、それは平城宮のものが一部、転用されたらしいこと、②平城宮内裏発見のものと同じ構造の暗渠がみつかったこと、③土壁も幅(二・四五メートル)からして、平城京羅城門付近の朱雀大路や同朝堂院の築地と類似していること、④一〇世紀には築地は倒壊していたこと⁽¹⁶⁾が明らかにされている。これが神聖な地域を区画する機能をもち、「国家権力か⁽¹⁶⁾或いはこれに相当する権力者級」によって創出されたこ

〔表1〕

内宮			外宮			神社数	垣の長さ(丈)
別宮	撰社	末社	別宮	撰社	末社		
一	四	一五	一	一	八	一四八・六	二二 (平均)
						七・八 (平均)	六・三 (平均)
						一一八	
						一八	

(注) 外宮は大宮院を囲む、外側の板垣の長さを示す。

とは疑いない。そして、その「権力者」⁽¹⁷⁾とは平城京遷都後、春日の地に進出した藤原氏であったとみることもま⁽¹⁷⁾ず動かないであろう。藤原氏は、築地を新たに構築して御蓋山麓の祭場を確保しようとしたのではあるまいか⁽¹⁸⁾。

右の築地については、さらに次の四点を指摘しておく⁽¹⁸⁾たい。その第一は、築地の長大さである。神社の築地堀は他にあまり例をみないものであるが、神域を囲う垣根と同じ役割をもっていたものと推定される。ちなみに、延暦二三年(八〇四)に撰進された『皇太神宮儀式帳』⁽¹⁸⁾『止由気宮儀式帳』には内宮・外宮以下、別宮・撰社

(官社、式内社)の主要な建物を囲む板垣(玉垣・柴垣)の寸法が記載されている。「表1」からも明らかのように、春日社の築地の長さ(約二〇〇丈)は内宮の板垣の長さ―板垣に囲まれた空間は正殿や東西宝殿などが建ちならび、太宮院と呼ばれた―をも凌駕するものであったといわねばならない。もつとも、内宮の場合は太宮院の外側に幣殿院・御倉院以下、神職の斎館・宿館に至るまでさまざまな殿舎が存在しているので、両者の単純な比較は意味がないのかもしれない。また、外宮の場合は、大宮院と周辺諸殿舎を含めて「総宮廻防往籬貳佰漆拾餘丈」⁽¹⁹⁾であったことも注意される。しかし、内宮撰社においては、正殿の周囲を平均七丈八尺の板垣(外宮撰社は平均六丈三尺)がめぐっている形で、最長の例でも宇治山田神社の柴垣二五丈であるので、春日社の築地との格差は歴然としている。春日社は官社の一つに過ぎないが、その創建に当たっては一官社とはいい難いほどの広大な神域をもっていたと判断されるのである。

第二は、築地遺構の七七年発掘地点の東側に門ないしは鳥居跡が想定され、また、「図1」にあるように、築地の南から北進する古代参道の痕跡も指摘されていることである。これは築地が南面して構築されたものであつ

たことを意味する。築地の南面は、天子南面の思想や平城京や大寺院の中心構造の南北軸に影響されたのである⁽²²⁾。

第三は、天平勝宝八歳(七五六)六月九日の日付をもつ「東大寺山堺四至図」(正倉院蔵)の中の「神地」の記載との関係である。同図の「神地」の文字は「御蓋山」西麓の方形区画内に西を正面にして書かれ、しかも、「神地」内部には神殿などの建物が一切描かれていない。この「神地」こそ、春日社に常設の神殿が造営される以前の、御蓋山の神を祭るための、西面する祭場であつたとみられよう⁽²³⁾。もつとも、「神地」については、該区画を現在の春日大社の南門を含む廻廊によつて囲まれた地に比定する説がある一方、前述の築地の位置を示唆する⁽²⁴⁾という説も出されている。両説のいずれを是とすべきか判断し難いが、「東大寺山堺四至図」の「神地」の長さを推定すれば、築地の長さよりかなり短い可能性⁽²⁷⁾がある。とすれば、前者の説を是とすべきではないだろうか。いずれにしても、築地の内側、とくにその中心部分の「神地」には常設の神殿がなかったとみななければならぬ。

第四として、第三点と関連して、築地や「神地」内に

建物がなかったらしいことは、『万葉集』三一四〇四・四〇五の歌（天平年間のもの）からも推考される。

娘子、佐伯宿祢赤麻呂の贈る歌に報ふる一首

ちはやぶる神の社し無かりせば春日の野辺に粟蒔かましを（四〇四）

佐伯宿祢赤麻呂、また贈る歌一首

春日野に粟蒔けりせば鹿待ちに継ぎて行かましを社し留むる（四〇五）

両歌に歌われている春日野の「神の社」「社」とは、春日社のことであるが、具体的には築地ないしは「神地」を指すとみてよいだろう。ヤシロとはヤ＋シロで、「屋を建てるために設けられた特別地」の意⁽²⁹⁾であった。すなわち、ヤシロの語は神殿を指すのが原義ではなく、「特別地」の方を意味していたはずである。『万葉集』の歌が春日社をヤシロと詠んだことは、築地や「神地」で構成されていた春日社の祭場を正しく伝えているといえるのではないだろうか。

三

藤原氏が中臣氏から発展してきた氏族であることは周知の通りであろう。藤原というウジ名は、天智八年（六

六九）に鎌足が死去の直前に天皇から賜ったもので（『日本書紀』天智八年一〇月庚申条）、以後、中臣氏内家で継承されていった。ただし、鎌足の子、不比等だけが藤原を受け継いだわけではなく、天武・持統朝には一族の垂目、大島、意美麻呂らも藤原を唱えることがあった（『中臣氏系図』所引「大中臣氏本系帳」）。中臣・藤原のウヂ名の継承に関して、決定的な契機は文武二年（六九八）八月の詔である。すなわち、「詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意美麻呂等者、縁供神事、宜復旧姓焉」（『続日本紀』文武二年八月丙午条）とあり、不比等のみが「藤原朝臣」を、それ以外の一族は朝廷の「神事」を担当することにより中臣のウヂ名を継承することとなった。⁽³⁰⁾

この前年には、不比等は女の宮子を文武天皇の夫人に納れ（『続日本紀』文武元年八月癸未条）、文武と宮子との間に首皇子が誕生したのは大宝元年（七〇一）のことであった（『続日本紀』大宝元年是年条）。また、首皇子が生まれたのと同年に不比等には具犬養三千代との間に光明子が生まれているが、光明子が皇太子の首皇子の妃となったのは霊龜二年（七一六）のことであり（『続日本紀』天平宝字四年六月乙丑条）、ここに藤原氏は天皇

家の身内の氏族としての地歩を固めていくのであった。⁽³¹⁾

かかる時期に藤原氏は春日社を創建したのであるが、同社には祭神として、中臣氏の祖神としてのアメノコヤネが祭られただけではなく、その上位に鹿嶋・香取の神が勧請されていた点、さらには『続日本紀』宝龜八年(七七七)七月乙丑条に「内大臣從二位藤原朝臣良繼。叙其氏神鹿嶋社正三位。香取神正四位上」とあるように、両神が氏神とされていた点に注目したい。

鹿嶋神宮の成立や鹿嶋神の性格について詳論している余裕はないが、まず鹿嶋のタケミカツチが王権神であったことを確認しておきたい。倭政権の東国平定に際して、六世紀中頃に畿内のタケミカツチが鹿嶋の地に祭られたのであろう。そして、さらに八世紀にはタケミカツチは蝦夷征討の軍神としての役割を担ったが、王権神という性格には変更はなかったとみられる。⁽³²⁾

『常陸国風土記』香島郡条に「其処所_レ有天之大神社・坂戸社・沼尾社、合_二三処_一惣称_二香島天之大神_一。因_レ名郡焉_一。清濁得_レ糺、天地草味已前、諸祖天神_{俗云_二賀留岐_一}。会_二集八百万神於高天之原_一時、諸祖神告云、今、我御孫命、光宅豊葦原水穗之国。自_二高天原_一降来大神名称_二香島天之大神_一」⁽³³⁾とあるうち、「香島天之大神」と

は、「高天原」から降臨したという伝承をもつていたことから在地の神とは考え難く、やはり、タケミカツチを指すものと思われる。「香島天之大神」を構成した「坂戸社・沼尾社」は鹿嶋の在地の神社で、タケミカツチを中心に鹿嶋神宮が成立したのであろう。⁽³⁴⁾これはちょうど、伊勢神宮が内・外宮のもとに多数の在地の撰社・末社群から構成されていたのと同じ関係であった。

いっぽう、香取神宮については、祭神のイハヒヌシの名称が司祭者を神格化したものと考えられることから、在地豪族(海上国造)の神が鹿嶋神の「斎主」として奉仕したものであろう。その意味で鹿嶋・香取神は一体の関係にあったといえよう。⁽³⁵⁾

ところで、問題は、このような東国に祭られた王権神を藤原氏が氏神とし、春日社に勧請できたのはなぜかという点である。この素朴な疑問に関しては、『常陸国風土記』香島郡条に、孝徳朝の建郡(評)申請者として「中臣□子」「中臣部兎子」があり、鹿嶋神宮の伝承の中には「大中臣神聞勝命」や「中臣巨狭山命」の活躍も記されていること、『続日本紀』天平一八年(七四六)三月丙子条に「常陸国鹿嶋郡中臣部廿烟、占部五烟、賜_二中臣鹿嶋連之姓_一」とあることから、鹿嶋神勧請の

背景に香島郡の中臣・中臣部の分布を指摘することも不可能ではないかもしれない。また、藤原宇合と常陸との関係―宇合は養老三年(七一九)頃から同六年頃まで常陸守として在任し(『続日本紀』養老三年七月庚子条、『懷風藻』)、神龜元年(七二四)四月から一十月の間、持節大將軍として海道蝦夷反乱の平定にあたった(『続日本紀』神龜元年四月丙申条、同一一月乙酉条)。しかも、宇合は『常陸国風土記』の撰進者として有力視されている―から、宇合によるタケミカヅチ勸請を想定する説もある⁽³⁶⁾。

しかし、そもそも王権神を氏神に迎えた氏族の例が、藤原氏の他にみられないことに注意すべきではないだろうか。周知のように、陸奥国各郡には鹿嶋・香取神の苗裔神が広く分布していた(『類聚三代格』一、貞觀八年(八六六)正月二〇日太政官符、『延喜式』神名帳)が、これは、征夷軍によってその前進基地に祭られた結果とみられ、藤原氏による勸請とは同一視することはできない。『常陸国風土記』には行方郡内に「香島神子之社」と「香取神子之社」がそれぞれ三社ずつ見られる。六社のうち四社までが「佐伯」が住んでいたという地に見出されるのは、やはり、服属した蝦夷(佐伯)に対する鎮

護の目的で征夷軍の手で祭られたのであろう⁽³⁸⁾。また、各氏族の祖先系譜をみても、タケミカヅチが登場するのは、『古事記』の崇神天皇段に、オホモノヌシを祭ったオホタタネコの祖先系譜の中にオホタタネコの父としてタケミカヅチがみえること、『新撰姓氏録』(河内国未定雑姓)に「倭川原忌寸 武甕槌神十五世孫彦振根命之後也⁽³⁹⁾」とあることの二例が目につく程度である。このうち、前者の三輪氏の祖先系譜のタケミカヅチについては、『先代旧事本紀』(地祇本紀)や『粟鹿大明神元記』の同一人名表記との比較から、もとはタケミカノヲであり、語形の類似からタケミカヅチと混同してしまったのであろうという説もある⁽⁴⁰⁾。このようにみても、タケミカヅチとは、氏族が簡単に勸請できる神ではなかったことが知られよう。

では、藤原氏が鹿嶋・香取の王権神を勸請できたのはなぜかとあらためて問われれば、前述した天皇家と藤原氏とのつながりが背後に想定されると答える他ないのであろう。春日社の祭神にも八世紀における藤原氏の特殊な立場の反映が窺えるように思うのである。

以上、前節から述べてきたところをひとまず整理しておく、平城京遷都後、春日の地に進出した藤原氏は、

東国に祭られていた王権神で、記紀の国譲り神話でも活躍した鹿嶋のタケミカツチとそれを奉斎する香取のイハヒヌシを春日社の祭神として枚岡神の上位に勧請し、また、春日氏や阿倍氏の氏神社とは別に神域を確保するためにも、巨大な築地を築造することによって春日社を成立させた。この背景には七世紀末から藤原氏が中臣のウジ名と決別して、天皇家との外戚関係によって政治的地位を高めていく道を歩み始めたという事情があった。また、右の議論の中で触れたことであるが、春日社の信仰に関していえば、築地が南面して建てられていたのに対して、「東大寺山堺四至図」からは「神地」が西面していたように描かれていたことは重要であるが、この点については後述することにした。

四

さて、御蓋山山麓の築地には右に述べた通り、本来、その内側には常設の神殿がなかった可能性が高い。『続日本紀』天平勝宝二年（七五〇）二月乙亥条に「幸春日酒殿。唐人正六位上李元環授外従五位下」とあり、「春日酒殿」を春日社とする説があるが、春日社の境内摂末社の酒殿明神の前身とみなす説や春日離宮（『続日

本紀』和銅元年（七〇八）九月乙酉条）内の施設と解する説もある。前述の築地や天平勝宝八歳の「東大寺山堺四至図」の「神地」からすれば、後二説のいずれかを妥当としたい。おそらく、八世紀中頃、築地内の施設としては、祭日に神を迎える仮設の小さな神殿が建てられた程度であり、それも祭りが終わると直ちに撤去されたのであろう。現在でも春日社本殿（文久三年（一八六三）造替のもの）の身舎は、桁行・梁間ともに柱間各一間で、桁行寸法が二・五一メートル、梁間が一・九二四メートルで、四棟ともに小建築であること、しかも、春日造の最古の建築である円成寺の春日堂と白山堂については、鎌倉前期の春日社本殿を移築したものと⁽⁴⁴⁾いわれているが、この二つの建物は身舎が一辺一・一メートルしかなく、春日社の現本殿よりもさらに小さいこと、また、四神殿ともにいずれも井桁土台を組んだ上に柱を建てていくという手法であり、移動可能な建物であることは注目に値する。この形態は常設の神殿以前の、祭りの仮設の神殿の系譜を引くものといえよう。⁽⁴⁵⁾

そこに、やがて常設の神殿―仮設の神殿をモデルとする小さな建物―が建てられるようになった。その時期はいつ頃であったろうか。春日社神殿の成立年代には諸説

あり、たとえば、『古社記』に「以終^{ツイニ}、神護景雲二年^申十一月九日^{申寅時}、宮柱立テ、御殿ヲ造了⁽⁴⁶⁾」とあることから、神護景雲二年（七六八）とする説もある⁽⁴⁷⁾。しかし、神護景雲二年十一月九日という日付は、『三代実録』元慶八年（八八四）八月甲寅条の「新造^レ神琴二面^一。奉^レ充^レ春日神社^一。以^レ神護景雲二年十一月九日所^レ充破損⁽⁴⁸⁾也⁽⁴⁹⁾」という記事によって付託された可能性が考慮される。とすれば、上記の史料から窺えるのは神護景雲二年当時、春日社には「神琴」を納める倉があったという程度である⁽⁵⁰⁾。

『万葉集』一九一四二四〇・四二四一の歌（天平勝宝三年へ七五一〜二月頃の歌とされている）を手がかりにする説もある。

春日にして神を祭る日に、藤原太后の作ります歌一

首。即ち入唐大使藤原朝臣清河に賜ふ

大船に真楫繁貫きこの吾子を韓国へ遣る斎へ神たち

(四二四〇)

大使藤原朝臣清河の歌一首

春日野に斎く三諸の梅の花栄えてあり待て還り来るまで (四二四一)

この歌については、春日社での祭りの時のものとみる

説⁽⁵¹⁾があり、それに従えば、八世紀中頃に春日社、春日祭が創祀されていたことになるが、一方で、前述した遣唐使発遣の祭りの時のものとみる説もある⁽⁵²⁾。後者の説の場合、両歌は春日社の存在とは無関係になるが、二説のうちどちらが正しいか決め手がない。

『春日社私記』（永仁二年へ二二九四）撰進の「天平勝宝七年（七五五）官符云、春日社四所、紫微中臺祭、件社入^二宮神例^一」という記事をもとに、「宮神」を「官神」の誤写とみて、この時、春日社が官社化したとする見解もある⁽⁵⁴⁾。しかし、『続日本紀』以下の五国史では官社化を「為官社」「預官社」「列官社」と記す例が多いが、「宮（官）神例」という記載例は一つもないことからすれば、官社化説には無理があるろう。ここでは、春日の祭神が紫微中臺において皇后宮の祭りの例となったという意と解釈しておきたい。ちなみに、春日社が官社化したのは、春日社に築地が構築された八世紀はじめの時点に溯るのではないだろうか。

このような諸説がある中で、義江明子氏は、①『東大寺山堺四至図』に「神地」とのみあること、②築地の存在、③延暦二〇年（八〇一）に神封物を「仍須^三毎年納^一送祭所⁽⁵⁵⁾」とあり（延暦二〇年九月二二日太政官符）「新

抄格勅符抄』一〇〇)、春日社への送付とはしていないこと、④神殿の存在が確認できる初見史料は天長一〇年(八三三)の「伊都内親王御施入願文」(『平安遺文』一五六一五六)であることなどから、春日社では平安初期に入ってから常設の神殿が建立されたと指摘された。⁽⁵⁶⁾「春日祭」祝詞には「春日能三笠山能下津石根尔宮柱広知立、高天原尔千木高知豆、天乃御蔭日乃御蔭止定奉豆…」(『延喜式』八)という神殿の記述が含まれているが、同祝詞は形式、内容ともに平安初期成立の「平野祭」「久度古関」と類似している⁽⁵⁷⁾ことから、義江説は首肯されるべきであろう。⁽⁵⁸⁾

ところで、平安初期に造営された春日社の常設の神殿が南面していたことは留意される。これは、春日祭において、『儀式』に神前に著座した「大臣以下及朝使氏人」が「北面東上、重行」⁽⁵⁹⁾とあり、『延喜式』三八(掃部寮)にも同様に「内侍已下座」や「公卿座」が「北面東上」とあるように、春日祭参列者が神前に対して北面しており、确实といえる。南面する神殿は、奈良時代の築地の方向軸を踏襲したのであろうし、また、先述の如く、天子南面の思想などに影響されたとみられる。『古社記』に「称徳天皇御詔宣云、是山本南向可^{フモトニ}致^レ崇居云々」

とあるのは中世に入ってから伝承であろうが、神殿の「南向」が天皇の託宣によるという点は示唆的といえよう。⁽⁶¹⁾

五

平安期以降の春日社には南面する常設の神殿が建てられたが、それでも御蓋山への信仰が簡単に消え去ってしまったわけではなかった。すなわち、古代の春日社には、築地や常設の神殿において象徴的に見出される信仰の南北軸と、春日社創建以前の磐座(前述)や「東大寺山堺四至図」の「神地」にみられる御蓋山を中心とする信仰の東西軸との二つの信仰軸が並存していたものと思われる。

このうち、信仰の東西軸に関しては、御蓋山山頂の本宮神社裏で平安末期から鎌倉時代の経塚群が発見されていること、⁽⁶²⁾一二世紀後半以降、数世紀にわたって流行した春日宮曼荼羅や鹿曼荼羅には必ず画面中央に御蓋山が描かれていたこと、⁽⁶³⁾現在でも東廻廊の中程に影向門⁽⁶⁴⁾があり、神殿の位置が廻廊内の東北に偏在している(「図2」)⁽⁶⁵⁾ことなどがその根拠として指摘される。おそらくは、八世紀の春日社以前の、御蓋山の信仰を春日社が受

け継いだものとみてよいだろう。

この信仰の東西軸は、春日社の正門の問題と承和八年(八四二)三月一日太政官符からも窺知される。以下ではこの二つの問題を詳しく検討してみたいと思う。

まず、春日社の正門についていえば、本来、春日社の南門が正門ではなかったらしい。それは春日祭において祭使や氏人がどの鳥居や門を通過して神前に進んだかを関係史料から窺うと、「南鳥居」(応和二年へ九六二)二月八日の「佐忠私記」(『西宮記』恒例第三、裏書)、⁽⁶⁷⁾「西南鳥居」(『為房卿記』寛治六年へ一〇九二)二月庚申条—「中右記」同日条は「社西小門」⁽⁶⁸⁾とする、「西鳥居」(『中右記』嘉保二年へ一〇九五)二月壬申条、「西中門」⁽⁶⁹⁾(『資実卿記』建久二年へ一一九一)十一月戊申条)、「慶賀門」(『春日祭旧例』弘安六年へ二二八三)二月丙申条)とあり、一貫して現在の慶賀門(前身)が利用されていたことが分かるからである。『儀式』では、齋女が「社西方北門」から、宣旨以下が「社西方柴垣」を「破却」して外院に参入するとあるように、いずれも社の西方から参入しているのが参考になろう。これは、先学も指摘しているように、⁽⁷¹⁾神体山の御蓋山との関連で春日社の正門は南門ではなく、西面する慶賀門であった

ことを意味するのであろう。

ところが、春日社の南門(鳥居)は承保二年(一〇七五)八月に四脚門に改められた。このことは『中臣祐賢春日御社縁起注進文』に「…承保二年八月四日從五位下播磨宿祢光親為受領功、成四足了」とあるだけだが、事実として認めてよいらしい。この背景には南門の格式を高め、慶賀門に代わって、南門を正門に位置付ける意図があったと思われる。⁽⁷²⁾承保三年正月二五日、関白藤原師実の春日詣(『十三代要略』)では、師実はその南門から入御した。康和二年(一一〇〇)十一月二七日、藤原忠実の春日詣について「入御後⁽⁷³⁾社南門、⁽⁷⁴⁾例也、⁽⁷⁵⁾」(『殿曆』)とあるのはその証左といえる。これ以後、南門は、春日社の正門として春日詣の氏長者や天皇行幸の際の上卿入御の門として利用されていく(『中右記』承徳元年へ一〇九七)三月壬午条など)。しかし、『永昌記』天永二年(一一一一)二月甲辰条には、藤原忠実の春日詣の際、忠実は「入御南門」とあるが、その後「近來者入御西門、承曆(一〇七七)一〇八〇年)、寛治(一〇八七)一〇九三年)入御南門、前日被尋⁽⁷⁶⁾仰子細、見⁽⁷⁷⁾度々記」という注がついている。翌年八月七日、春日社造立事始により奈良に下向した藤原忠通

は「参_レ給御社_一入_レ従_二西門_一」（『中右記』）、永久四年（二一一六）三月五日に春日社に詣でた藤原忠実も「余参_二社頭_一、其路用_二西鳥居_一、皆先例也」（『殿曆』裏書）として、今度は「西鳥居」（慶賀門）を利用するのが通例化していく。もつとも、これ以後、必ずや、慶賀門が正門に「復帰」したわけではなかった。たとえば、藤原頼長の春日詣の場合はやや複雑である。『台記別記』によると、仁平元年（一一五一）八月一〇日の春日詣では、幣・神宝長櫃・神馬・舞人馬が前行する中、頼長は南門から、上達部・殿上人は西鳥居から、それぞれ入り、幣殿座に著している。これは南門―西鳥居の、いわば「折衷型」とでもいえよう。

このように、春日社の正門については、それがつねに一定していたわけではなかったことが窺える。春日祭のように慶賀門をつねに正門とする場合と、春日詣のように南門を正門と位置付けようとする場合とが交錯していた。このうち、後者は年代的には新しく、一一世紀後半から史料上確認できるものであった。ここから、春日社の門をめぐることは、南面する春日社の南門を正門とする時期があったこと（信仰の南北軸）、それに対して、西方から春日社に参入して御蓋山に直面する信仰形態（信

仰の東西軸）も根強く存在していたことが読み取れるのではないだろうか。

次に、承和八年三月一日の太政官符⁽⁷⁵⁾（『類聚三代格』一）を取り上げよう。ここからも信仰の東西軸の問題をみたいと思う。

太政官符

應_レ禁_二制春日神山之内狩獵伐_レ木事

右被_二中納言従三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣_一傳。春日神山。四至灼然。而今聞。狩獵之輩。触_二穢齋場_一。採樵之人。伐_二損樹木_一。神明攸_レ咎。恐及_二国家_一。宜_下知_二当国_一。嚴令_中禁制_上者。国宜_下承_レ知。仰_二告当郡司并神宮預_一。殊加_二禁制_一。兼復_レ勝_二示社前及四至之堺_一。令_レ人易_レ知。若不_レ遵_二制旨_一。猶有_二違犯_一者。量_レ狀勘当。不_レ得_二容隱_一。

承和八年三月一日

右の官符は、「春日神山」で「狩獵之輩。触_二穢齋場_一。採樵之人。伐_二損樹木_一。神明攸_レ咎。恐及_二国家_一」という状況を前に、大和国司に対して「当郡司并神宮預」に「加_二禁制_一」よう命じたものである。ここで注意されてよいのは次の二点であろう。

第一は、「伐_二損樹木_一」である。「神社の木を伐る」に

ついでには、『日本書紀』景行天皇五一年八月壬子条に、三輪山近傍に安置された蝦夷が「悉伐^⑧神山樹、叫^⑨呼隣里、而脅^⑩人民^⑪」、同、孝徳天皇即位前紀に「尊^⑫弘法、輕^⑬神道^⑭。斷^⑮生國魂社樹^⑯之類^⑰是也^⑱。」とあるのをはじめとして、諸史料に散見している。しかも、「神社の木を伐る^⑲」が、神の崇(忿・怨)をかけた例も少なくない。たとえば、齊明女帝が「斷^⑳除朝倉社木^㉑」して、朝倉橘広庭宮を造営したが、そのために「神忿壞^㉒殿。亦見^㉓宮中鬼火^㉔。」由^㉕是、大舍人及諸近侍、病死者衆^㉖」とあること(『日本書紀』齊明天皇七年(六六一)五月癸卯条)、宝龜三年(七七二)四月、「震^㉗西大寺西塔^㉘」ので、それをとうと採^㉙近江国滋賀郡小野社木^㉚構^㉛塔^㉜為^㉝崇^㉞」とあること(『続日本紀』宝龜三年四月己卯条)などが指摘できる^㉟。すなわち、「神社の木を伐る」行為が神の怒りを招いたことは、すくなくとも各社において常設神殿が存在していたとしても、神殿を破壊することよりも、なお樹木が信仰の対象として重要視されていたことを何よりも物語っている。そして、その事情は、前引の承和八年の官符から春日社においても同様であったと思われる^㊱。

第二は、承和八年の官符に「春日神山」が「齋場」とされていたことである。「齋場」の「齋」という語は、

「イ」という語根をもち、神聖清浄の意であり、さらに神に奉仕する意であった^㊲。大嘗祭の北野齋場も悠紀・主基国からもたらされた稲や神饌をととのえるための清浄な場所であり、春日の「齋場」とも同義であろう。そもそも、「春日神山」(御蓋山)が「齋場」と位置付けられていたこと自体、神体山信仰の表れといえよう。

このように、当該官符から、「春日神山」が樹木の伐採や狩猟が禁止される、まさに神聖なる「齋場」であったことは明らかであろう。すでに、承和八年当時、春日社に南面する常設の神殿が存在していたにもかかわらず、御蓋山を神体山とする信仰はけっして喪失されてしまつたわけではないのである。

六

上述のように、春日社には二つの信仰軸が交錯していた。平安期の史料から確認される春日祭では、祭使や氏人が慶賀門(前身)を通過するものの、南面する神殿を前に中庭に北面して執行されたことがあらためて注目されるのである。春日祭の中心部分は、基本的には信仰の南北軸を前提として行なわれていたことが認められよう。春日祭の参列者は「齋場」とされていた御蓋山とはいわ

ば無関係に神前に列立したはずである。

一方、信仰の東西軸に由来する祭とはどのような形であつたろうか。その点で、かつて、坂本和子氏が注目された「辰日立櫛式」⁽⁷⁹⁾は見逃せないところではあるまいか。「辰日立櫛式」とは、現行春日祭において、御蓋山より大櫛（榎の若木）を二本伐り出して、春日祭当日に一の鳥居に立てるといふ神事である。

櫛のサカとは境界の意で、サカキとは神域を区画する木であつた。⁽⁸⁰⁾しかも、櫛により一定の地域を画することは、区画内に神の来臨をおおぎ、祭祀を実施する神籬（ヒモロキ）と共通するところであつたといえる。⁽⁸¹⁾「辰日立櫛式」も迎神神事の一類とみられよう。⁽⁸²⁾

「辰日立櫛式」は平安期の儀式書や古記録にはみえないが、これは春日社の神職が執行する行事で、春日祭の祭使や藤原氏人が行うものではなかつたために記録が残らなかつたものと思われる。管見の限りでは、同儀が史料上確認できるのは近世のものばかりで、一七世紀後半の『春日社年中行事』（春日大社蔵）に「辰日、神人入于三笠山、伐採真櫛而以充祭祀之用……申ノ日、早朝於酒殿之前庭上一起樹神籬」、享保一五年（一七三〇）の『春日大宮若宮御祭礼図』（春日大社蔵）にも、

辰日に三笠山で櫛の枝を取り、酒殿に差し置いて、申日にそれを大鳥居に立てる旨の記述があつた。「辰日立櫛式」が近世に入ってから始まつたとみる可能性も否定し難いが、その成立が古く溯る神事ではないかと思う。それは以下の二点を考慮したいからである。

第一は、上カモ社の御阿礼祭の起源伝承として、『年中行事秘抄』四月賀茂祭条所引の「旧記」には天上に昇つていつた別雷命が御祖神等の夢に「天神御子（別雷命のこと―引用者注）云、各將逢吾、取奥山賢木立阿礼、悉種々綵色。」⁽⁸⁴⁾とあつた。「旧記」とほぼ同文のものが天曆三年（九四九）五月二三日付「神祇官勘文」（『平安遺文』一〇―四九〇五）にあるので、「旧記」説はおそらく一〇世紀中頃には成立していたとみられる。したがって、「辰日立櫛式」も「旧記」と同様、「奥山賢木」による神迎の神事の反映で、成立は古いのであろう。なお、現在の御阿礼祭においてもミアレ木（櫛の枝）によつて、御阿礼所から境内―本殿前の棚尾社と一の鳥居と二の鳥居の間の切芝の二箇所へ神が迎えられている。⁽⁸⁵⁾

第二として、平安末期に描かれた『年中行事絵巻』には、京近辺の神社の祭礼図がいくつか登場するが、その

中で、福山敏男氏が梅宮社の「梅宮祭」図に比定された社頭図⁽⁸⁶⁾(巻一二)に一つの手がかりが求められるように思う。

そもそも梅宮社は、『延喜式』神名帳に山城国葛野郡「梅宮坐神四座並名神大、月次新嘗、」とある橘氏の氏神社であった。梅宮祭とはその梅宮社を舞台とする王権祭祀で、仁明天皇の承和年間(八三四―八四七年)に始まるが、天皇家と橘氏との外戚関係の濃淡に依じて停廢、再興をくり返したことは義江氏の指摘⁽⁸⁷⁾の通りであろう。

『年中行事絵巻』の「梅宮祭」図で注目されるのは、二の鳥居に榊の枝が立てられていることである。一の鳥居の方には、鳥居をくぐろうとする人達の陰に隠れる形で榊の存在が確認できない。しかし、『民経記』天福元年(一二三三)四月乙酉条の梅宮祭の記述によると、当時、一の鳥居が顛倒し跡形もなかったが、「唯榊許立之⁽⁸⁸⁾」とあるので、遅くとも祭の前までには、一の鳥居にも榊が立てられていたとみてよいであろう。

では、この榊の枝は誰が立てたのであろうか。『江家次第』六の梅宮祭条には、当日、「弁以下著⁽⁸⁹⁾行事所屋⁽⁸⁹⁾」から書き始められて、榊の枝に触れることがないので、鳥居に榊を立てるのは、上卿以下の祭使であったとは考

え難い。おそらくは梅宮社の神職だったのではあるまいか。祭使一行は迎神神事が終わった後、社頭に参入し、常設の神殿前で梅宮祭を実施するのであろう。もし、この見方が正しいとすれば、春日祭の「辰日立榊式」にも梅宮祭の場合と同様の事情が想定できるのではないだろうか。しかも、『年中行事絵巻』によると、巻一二の今宮祭の光景には今宮社の神殿と鳥居に、巻一三の城南宮祭には神殿に、それぞれ榊が取り付けられている様子が描写されている。榊立神事が広く行われていたことが窺えよう。やや迂遠な考証ではあるが、上カモ社のミアレ木や『年中行事絵巻』の「梅宮祭」図の理解からも、春日社の「辰日立榊式」の起源が古く遡及するのではないかと考えるのである。

かくて、春日社では、春日祭の際に「辰日立榊式」のような、神職による御蓋山からの迎神神事が行われたものと推察する。御蓋山を中心とする信仰の東西軸に基く神事の具体相の一端を右のように復元しておきたいと思う。

七

本稿の考察結果をまとめると、以下の通りである。

(一)八世紀はじめに春日の地に進出した藤原氏は、王権神としてのタケミカヅチを勧請し、平城宮内裏と共通する古瓦と暗渠をもつ築地を形成して春日社を成立させた。藤原氏が王権神を氏神とし、春日の地に勧請することは、同氏の政治的立場の補強につながったことはいうまでもない。

(二)春日社には、常設の神殿を中心とする信仰の南北軸と、御蓋山を中心とする信仰の東西軸とがあった。この二つの信仰軸は平安期に入って急に出現したものである。春日社の常設の神殿成立を機に東西軸から南北軸へと変化したものでもなく、春日社が創建された奈良時代において両者が並存していたとみられる。

(三)王権祭祀としての春日祭のうち、祭使や藤原氏人が執行する祭の部分は、御蓋山とは無関係に、常設の神殿を前に実施されており、これは基本的には信仰の南北軸に基づくものであった。それに対して、春日社の祭りや信仰とは御蓋山をめぐるものであり、春日祭の祭使や氏はそれに関与するところがなかった。

最後に一点、論じ残したこととして、『江家次第』五の「春日祭使途中次第」に触言しておきたい。これは近衛使の行為を記したもので、他の儀式書にはあまりみら

れない独自の内容を含んでいる。すなわち、①七条大路における除目、②社頭儀終了後の終夜酔遊、盗人搦めと賜祿、③酉日朝、下部への嘲哂、④不退寺辺における盗人搦めと賜祿、大夫判官の馬からの引き落とし、⑤淀における雷鳴陣と賜祿へと続く。

「春日祭使途中次第」を古記録から拾うと、主なものとして以下の例が知られる。『中右記』嘉承元年(一一〇六)一月丁酉条に「早旦出南京、晚頭着淀、奈良坂并淀作法給祿、皆存旧規」(『江家次第』の④不退寺辺ではなく奈良坂)と⑤、『山槐記』保元四年(一一五九)二月丙申条に、春日祭が終つて南門外で「称有盗人、馳馬横行往還、是例事也」(②カ)、同二月丁酉条に「今日於奈良坂搦盗人拷問、先例也、然而件祿於京昨日皆賜了」(④)〈奈良坂〉、『台記別記』仁平元年(一一五二)一月丁未条に「於七条堀川官人行除目」(①)、同二月己酉条に「於淀、有御衣櫃索事、并雷鳴事、賜祿、近例、於奈良坂、有御衣櫃索事、今度依西宮抄、於淀行之」(④)〈淀〉と⑤、『玉葉』治承二年(一一七八)一月辛酉条に「次於奈良坂有糺盗人事」…申刻著淀渡、儀如昨日…即有雷公儀、舞人三人冠上著檜笠、拔劍立匣前庭、

其中被_レ赤衣_二之者一人出来振_レ鈴、于_レ時廳頭清景問_レ之、被_レ赤衣_二之者^{是也}、答_レ之、有_レ祝言等_二云々、其次給_レ祿絹、御共諸大夫取_レ之如_二梨原、祿法在_レ別⁽⁹⁾、(4)〈奈良坂〉と(5)である。

このうち、(2)(4)の盗人搦めと賜祿については『西宮記』臨時六の「祭使事」に「称_二御衣櫃搜、有_二祿事_二」とあるので、春日祭使独自の儀とはいえないようである。いずれにせよ、右の一連の儀、あるいは個々の儀はいったいどのような意味をもっていたのであろうか。この問題を本格的に論じた研究⁽⁹²⁾を寡聞にして知らないが、黒田一充氏は、(5)に近衛官人を淀にまで送る「春日明神御使」の「雷公」とは春日社の祭神とは別の雷神で、春日社創建以前の、古くからの地主神とみられた⁽⁹³⁾。もし、黒田説に従うとすると、春日社をめぐる二つの信仰軸よりも古層の信仰とも考えられる。黒田説の当否も含めて、検討は今後の課題としたい。

註

- (1) 『延喜式』の引用は訳注日本史料本、神道大系本による。以下、同じ。
- (2) 拙稿「平安期の春日祭について」(『祭祀と国家の歴史学』塙書房、二〇〇一年)。

- (3) 「図1」は『春日大社』(大阪書籍、一九八四年)二二二頁の「祭祀遺跡図」による。なお、同図に一部加筆した。
- (4) 『春日大社古代祭祀遺跡調査報告』(春日顕彰会、一九七九年)八―一二頁。
- (5) 中村春寿「古代祭祀遺跡」(前掲(3))二二五―二六頁。
- (6) ワニ氏一族の春日氏については、岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)参照。
- (7) 直木孝次郎「古代社会の発展と氏族」(『奈良市史』通史一、吉川弘文館、一九九〇年)一六八―一六九頁。
- (8) 『東大寺要録』の引用は筒井英俊校訂『東大寺要録』(国書刊行会、一九七一年)による。
- (9) 『古今集』の引用は日本古典文学大系本による。
- (10) 鈴木靖民「阿倍仲麻呂の在唐歌について」(『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八五年)、岸「阿倍仲麻呂と「みかさの山」」(『古代宮都の探究』塙書房、一九八四年)。
- (11) 大井重二郎「古春日里の方域の考察」(『万葉集歌枕の解題』改文社出版、一九八〇年)六八―七六頁。
- (12) 『続日本紀』の引用は新日本古典文学大系本による。以下、同じ。
- (13) 春日を冠する氏族としては、他に春日県主がある(『日本書紀』綏靖天皇二年正月条所引「一書云」に「春日県主大日諸女系織媛」(『日本書紀』の引用は日本古典文学大系本による。以下、同じ)とある)。
- (14) 菊地康明「春日神社と律令官社制」(『律令制祭祀論

考』塙書房、一九九一年)一〇九―一一〇頁。

- (15) 『春日大社奈良朝築地遺構発掘調査報告』(春日顕彰会、一九七七年)。築地遺構は一九八八年に二度目の発掘調査が行われ、その結果、南面築地は想定地点で北折せず、さらに西に延びることが判明した(『史跡春日大社境内地実態調査報告及び修景整備基本構想策定報告書』春日顕彰会、一九九〇年)。

- (16) 『春日大社奈良朝築地遺構発掘調査報告』(前掲(15))三三頁。

- (17) 義江明子「春日祭祝詞と藤原氏」(『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年)二四三頁。

- (18) 御蓋山をめぐる遺構としては、南麓の紀伊神社から山頂へ、さらに山頂から若草山麓までに達する積石列石―列石には三ヶ所の石積の方形基壇もある―の存在も知られている。この列石に関しては発掘調査がなされておらず、十分なことはもとより不明で、右記の点以外で現在、判明しているのは、列石の幅は広いところで三七メートルにも及んでいること、列石を構成する何種類かの石材のうち、花崗岩以外は付近に産するものではなく、余所から運ばれてきたらしいことなどに過ぎない(『春日大社古代祭祀遺跡調査報告』(前掲(3))六―八頁)。これもやはり、「神域区画の施設」(森郁夫「春日の祭祀遺跡」『春日明神』筑摩書房、一九八七年)三七頁)と考えられ、古典にいうイワサカに該当するのであろう。しかしながら、その構築年代は確定せず、中村氏が「築地の年代よりは遡るもの」ようで、中には築地と共存したこともあった」と指摘されている(中村、前掲(5)二三頁)ところでも満足する他はないようである。したがって、本稿では列石と築地が共存していた可能性を考慮しつつも、列石の問題にはこれ以上立ち入らないこととしたい。

- (19) 『止由気宮儀式帳』の引用は神道大系本による。

- (20) 『春日大社奈良朝築地遺構発掘調査報告』(前掲(15))二四頁。

- (21) 『春日大社古代祭祀遺跡調査報告』(前掲(4))一二―一三頁。

- (22) 景山春樹「神像」(法政大学出版局、一九七八年)八三―八四頁、黒田一充「春日若宮社の創祀」(『古代史の研究』五、一九八三年)三四頁、橋本裕之「春日若宮おん祭と奈良のコスモロジー」(東京外国語大学アジア・アフリカ言語研究所、一九八六年)二〇―二二頁など。

- (23) 福山敏男「春日神社の創立と社殿配置」(『日本建築史の研究』綜芸舎、一九八〇年)一五頁。

- (24) 福山、前掲(23)八頁。

- (25) 『春日大社奈良朝築地遺構発掘調査報告』(前掲(15))三三頁。

- (26) 最近、「東大寺山堺四至図」を精査した吉川氏は「天平勝宝八歳当時の「神地」は今の春日神社のすぐ北にあつた可能性もある。…(築地遺構を―引用者注)現地比定図に落とし込むと…「神地」を圍繞しない、という結果を得た」と指摘されている(『東大寺山堺四至図』『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年)五七―二頁)。

- (27) 「東大寺山堺四至図」には縦横に朱線で約一四センチ間隔の方眼が引いてあるが、福山氏はその一辺を四五丈と推定して、「神地」の大きさを「方二十丈位のもの」とされた(福山、前掲(23)八頁)。それに対して、吉川氏は同図の東西南北方向の方格の幅は四五〇尺、南北方向は「神地」付近では九〇〇尺と推定されている(吉川、前掲(26)五五六頁)。吉川説によると、「神地」は東西二〇丈、南北四〇丈程度かとみられ、いづれにしても築地遺構よりもかなり小さい区画と思われる。
- (28) 『万葉集』の引用は日本古典文学大系本による。以下、同じ。
- (29) 西宮一民「ヤシロ(社)考」(『上代祭祀と言語』桜楓社、一九九〇年)。
- (30) 田村円澄「藤原氏と中臣氏」(『飛鳥・白鳳仏教論』雄山閣出版、一九七五年)など。
- (31) 長山泰孝「古代貴族の終焉」(『古代国家と王権』吉川弘文館、一九九二年)、倉本一宏「日本古代国家成立期の政権構造」(吉川弘文館、一九九七年)など。
- (32) 岡田精司「香取神宮の起源と祭神」(『千葉県の歴史』一五、一九七八年)。
- (33) 『常陸国風土記』の引用は日本古典文学大系本による。
- (34) 岡田、前掲(32)六八頁。
- (35) 岡田、前掲(32)八一〇頁。
- (36) 中村英重「中臣氏の出自と形成」(『日本古代中世史論考』吉川弘文館、一九八七年)七五―七六頁。同様な見解は増尾伸一郎「神仙の幽り居る境」(『古代東国と常陸国風土記』雄山閣出版、一九九九年)一九五―一九六頁にもあり、増尾氏はより直接的な契機になったのは神龜元年であったと指摘されている。
- (37) 大塚徳郎「式内の神々」(『古代の日本』八、角川書店、一九七〇年)二二二―二三四頁、高嶋弘志「神郡の成立とその歴史的意义」(『日本古代政治史論考』吉川弘文館、一九八三年)一二六―一二九頁。
- (38) 志田諄一「行方郡と佐伯の説話」(『常陸国風土記』と説話の研究)雄山閣出版、一九九八年)。
- (39) 『新撰姓氏録』の引用は佐伯有清『新撰姓氏録の研究本文編』(吉川弘文館、一九六二年)による。
- (40) 溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』(学校法人学習院、一九八二年)三〇一―三〇二頁。
- (41) 福山、前掲(23)三頁。
- (42) 西田長男「春日大社の創立」(『日本神道史研究』九、講談社、一九七八年)四〇頁。
- (43) 吉川、前掲(26)五七八頁。
- (44) 太田博太郎「円成寺春日堂・白山堂は春日社旧殿か」(『社寺建築の研究』岩波書店、一九八六年)。
- (45) 稲垣栄三『原色日本の美術』一六、神社と霊廟(小学館、一九六八年)一九四―一九五頁。
- (46) 『古社記』の引用は『春日』(神道大系、一九八五年)による。以下、同じ。
- (47) 西田、前掲(42)、岡田莊司「平安前期 神社祭祀の公祭化・上」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年)五五―七〇頁。

(48) 『三代実録』の引用は新訂増補国史大系本による。以下、同じ。

(49) 福山「春日大社・興福寺総説」(『春日大社・興福寺』

近畿日本鉄道株式会社、一九六二年) 二二頁。

(50) 義江、前掲(17)二四〇～二四二頁。

(51) 福山、前掲(23)四～五頁。

(52) 西田、前掲(42)三八～三九頁。

(53) 『春日社私記』の引用は『春日』(前掲(46))による。

(54) 福山、前掲(23)五～六頁。

(55) 『新抄格勅符抄』の引用は新訂増補国史大系本による。

(56) 義江、前掲(17)二三九～二四二頁。

(57) 拙稿「『延喜式』祝詞の成立」(『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年)。

(58) 春日社回廊の亀腹からは平安前期の古瓦も発見されている(『春日大社古代祭祀遺跡調査報告』前掲(4)一九～二二頁)。瓦が神社建築に用いられるのは珍しいが、八世紀の築地遺構でも瓦は使用されており、春日社が瓦とけっして無縁であったわけではあるまい。したがって、平安前期の古瓦の存在も春日社神殿成立年代を知る一つの手がかりとなる。

(59) 『儀式』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

(60) 『古社記』は文暦元年(一二三四)の具注曆紙背に書かれているので、それ以降の成立とみられる(大東延和「春日社記の成立過程について」『神道史論叢』国書刊行会、一九八四年) 八二～八二五頁)。

(61) 『式』の「春日祭」祝詞には神殿造営が「大神等能乞

賜能任尔」なされたとある。

(62) 大場磐雄「春日大社の考古学的考察」(『祭祀遺蹟』角川書店、一九七〇年)。

(63) 春日宮曼荼羅は一二世紀後半から描かれ、正安二年(二三〇〇)製作の湯木美術館本以後、図様が定型化していく。その定型図様は御蓋山を画面中央に描くもので、春日社の社殿を正面(南)から描く形になっていない。これは御蓋山の描写が重要視された描き方であるといわれている(西和夫「自由に空を飛ぶ絵師」『フィクショ』としての絵画』ペリかん社、一九九一年) 一八六～一八八頁)。

(64) 福山、前掲(23)一四～一五頁。

(65) 『図2』は福山、前掲(23)二四頁による。

(66) 『西宮記』の引用は神道大系本による。以下、同じ。なお、「佐忠私記」の「南鳥居」については、文永六年(一二六九)四月二六日の『中臣祐賢春日御社縁起注進文』に「西面南鳥居今度成_レ門号_二慶賀門_一」(『中臣祐賢春日御社縁起注進文』の引用は『春日』前掲(46))による。以下、同じ)とあるので、「南鳥居」も慶賀門(前身)と解される。

(67) 『為房卿記』の引用は大日本史料による。

(68) 『中右記』の引用は増補史料大成本による。以下、同じ。

(69) 『資実卿記』の引用は大日本史料による。

(70) 『春日祭旧例』の引用は続群書類従本による。

(71) 福山、前掲(23)一四頁、黒田昇義「春日大社建築史

論』(綜芸舎、一九七八年)一〇五頁。

(72) 四足門については、室町時代の史料の『海人藻芥』に「大臣家ニハ四足アリ」(『海人藻芥』の引用は群書類従本による)とあるように、格式の高い門制であった。これは『枕草子』第八段に「大進生昌が家に、宮の出でさせ給ふに、ひんがしの門は四足になして、それより御輿は入らせ給ふ：」(『枕草子』の引用は日本古典文学大系本による)とあるように、中宮定子が出産で中宮職大進平生昌の家に入る際、生昌の家の東門を四足門に改造したという話からも裏付けられる。

(73) 『殿曆』の引用は大日本古記録本による。以下、同じ。

(74) 『永昌記』の引用は大日本史料本による。

(75) 『類聚三代格』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

(76) 「神社の木を伐る」例としては、他に、①舒明天皇一年(六三九)二月、百濟大寺が建立された際、「子部社乎切排而、院寺家建_二九重塔_一」ため、「社神怨而失_レ火。焼_二破九重塔並金堂石鷗尾_一」とあること(『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』の起并流記資材帳)――『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』の引用は大日本仏教全書本による)、②天長四年(八二七)正月、淳和天皇不_レ予の原因は東寺の「塔木」に用いるために「稻荷神社乃樹伐_礼留_留崇_礼尔出_{太利}止_{太利}」とあること(『類聚国史』三四、天長四年正月辛巳条――『類聚国史』の引用は新訂増補国史大系本による)、③『三代実録』貞観三年(八六一)二月癸酉条の清原真人岑成の卒伝には、岑成が太宰大式であった時、「西府倉屋破壊特甚」ので「伐_二神

社之木。充_二結構之用_一」。ために「受_レ病。不_レ幾而卒」とあること、④貞観十二年(八七〇)六月二二日の賀茂社への「告文」によると「近来霖雨」の原因は「上宮四至之内尔伐_レ木。并穢損事」であったとあること(『三代実録』⑤『住吉大社神代記』の播磨国賀茂郡椅鹿山領地田畠条によると、「公民等」が「切_二取神山木_一。歩_二穢山地_一」ところ、「大神」が「放_二神火_一。杣山焼亡賜」とあること(『住吉大社神代記』の引用は田中卓『住吉大社神代記の研究』(国書刊行会、一九八五年)による)があり、いづれも伐木が神の怒りへと展開していったケースである。もつとも、『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』には、天平宝字七年(七六三)に多度神宮寺は満願禪師が「神坐山南辺伐掃」して小堂を建立したことに始まるとある(『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』の引用は『伊賀・伊勢・志摩国』(神道大系、一九七九年)による)が、ここでは神の祟が発生したとは記されていない。これは多度神の託宣によるためであろう。

なお、『延喜式』三(臨時祭)には「凡神社四至之内、不_レ得_下伐_二樹木_一及埋_二藏死人_一」とある。ここにおいて「神社」とは四至が定められていることから式内社(官社)とみられる。というのも、『皇太神宮儀式帳』によると、撰社(後の式内社)二五社には瀧祭神社を除く二四社に四至が規定されている(瀧祭神社は『延喜式』神名帳にみえない)のに対し、末社(式外社)一五社には四至が記されていないからである。右の『延喜式』の規定からすれば、すくなくとも、「神社」(式内社)の景観として

は樹木に覆われた形(モリ)が普遍的だったのではあるまいか(「神社の木を伐る」については、近藤喜博「稲荷社叢と神道」『神道宗教』九四、一九七九年)、同「稲荷社叢と神道(承前)」『神道宗教』九七、一九七九年、平林章仁「古代天皇の宮都と神社」『古代文化史論攷』一〇、一九九〇年)など参照。

(77) 『台記』久寿二年(一一五五)九月壬申条にも、春日社への「告文」の中に「…御笠山乃樹木乎、庶人濫久伐取古有度申利、早加禁制^天、連徒^{連カ}停止^津」(『台記』の引用は増補史料大成本による)とある。なお、「春日神山」における狩獵の禁止に関しては、同様な措置が上賀茂社の神体山である「賀茂神山」(元慶八年「八八四」七月二九日太政官符)や「大和国丹生川上雨師神社界地」(寛平七年「八九五」六月二六日太政官符)に対しても出されている(『類聚三代格』一)。

(78) 西宮「齋宮」の訓義(前掲(29)所収)二六八頁。

(79) 坂本和子「藤氏と平安祭祀」(『神道宗教』七五、七九、一九七五年)。

(80) 西宮「サカキ(榊)考」(前掲(29)所収)。

(81) 池辺弥「植物と神社」(『古代神社史論攷』吉川弘文館、一九八九年)一八二、二〇七頁。

(82) 小島鉦作「榊立雑考」(『神道研究』二一四、一九四一年)、白井伊佐牟「大神神社と石上神宮」(『古代を考える山辺の道』吉川弘文館、一九九九年)一七六、一八二頁。

(83) 『春日社年中行事』の引用は『春日』(前掲(46))による。『春日社年中行事』については『春日』三八頁に「延

宝八年(一六八〇)の一連の注進文の写(転写本)である…ところで、この「年中行事」記は延宝八年現行のものか否かは疑わしい。むしろ往昔の盛時のそれを掲げた研究史のようである」(永島福太郎氏執筆)とある。

(84) 『年中行事秘抄』の引用は群書類従本による。

(85) 拙著『古代の神社と祭り』(吉川弘文館、二〇〇一年)一五八、一六三頁。

(86) 福山「年中行事絵巻の所謂平野祭図」(前掲(23)所収)。

(87) 義江「橋氏の成立と氏神の形成」(前掲(17)所収)一四五、一四六頁。

(88) 『民経記』の引用は大日本古記録本による。

(89) 『江家次第』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

(90) 『山槐記』の引用は増補史料大成本による。

(91) 『玉葉』の引用は国書刊行会本による。

(92) 先行論文としては、後藤淑「奈良坂芸能注」(『芸能』三二、一七、一九九〇年)、小林茂美「文学と故実・儀礼・芸能との交互相即論」(『儀礼文化』一五、一九九一年)がある。

(93) 黒田、前掲(22)四三、四六頁。